

議案第49号

押印を求める手続きの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(幕別町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 幕別町固定資産評価審査委員会条例（昭和26年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名捺印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

(幕別町火入れに関する条例の一部改正)

第2条 幕別町火入れに関する条例（昭和59年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別記様式第1号による申請書1通に、次の各号に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない」を「別に定める申請書に必要書類を添付して町長に提出しなければならない」に改め、同項各号を削る。

第4条第1項中「別記様式第2号による」を削る。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。